

東日本大震災で住宅を失った被災者が避難所などから民間賃貸住宅に移るケースに関する岩手県は、被災者が既に自力で入居した賃貸住宅も借り上げ対象にして家賃や共益費を負担する独自方針を決めた。入居契約時にさかのぼって敷金や礼金を負担することも検討。家賃には上限を設けるものの、契約期間は仮設住宅と同様2年とする。仮設住宅の供給が遅れている中、早期の生活再建には柔軟な支

災害救助法は避難生活の早期解消のため、県が民間賃貸住宅を借り上げて仮設住宅とする、とを認めており、県の借り上げ後に被災者は避難所などから移る仕組み。しかし、それから立ち被災者が自力で対象外で、岩手県は不契約。入居した場合分け居時期が違うだけで不平等が生じるのは問題」（地域福祉課）と判断した。

る宮城・福島両県の担当者も自力入居の場合に「何らかの支援ができないか検討中」と話している。

被災地の避難所では、今も家を失った人が多数暮らすが、仮設住宅の供給は始まつたばかり。自宅兼店舗を津波で流され、避難所で暮らす岩手県高田市内の自営業の男性(68)は、「市内で床上浸水などまったくアパートをなんとか押さえた。住める状態になるのを待つ

「て入居する。」もしも「被災者はみな経済的に困っている。家賃を支援してもらえるならありがたい」と話す。

ただ、自力で入居した住宅の契約時にさかのぼって支援することには、厚生労働省が難色を示している。仮設住宅や借り上げ賃貸住宅の財源は国の補助（最大90%）に依存しており、岩手県地域福祉課は「遡及して支援できるよう、今後も国に要望する」と話している。【川口裕之】

自力入居も家賃負担 被災者仮設住宅扱い

岩手県

険しい表情で吉曾相(左)を迎える佐藤知事＝福島県庁で21日午前9時36分、関雄輔撮影

戒区域は20ヶ所で、居住者がいない広野町を除く、2市5町2村に設定する。一時帰宅の際、再び圏外への避難を求める法的根拠を整える目的がある。災害対策基本法に基づいて市町村長が設定す

るが、今回は政府による避難指示に伴う措置のため、原子力災害対策特別措置法に基づき、菅直人首相が福島県や関係自治体に警戒区域設定を指示した。警戒区域立ち入りに



別れても思い一つ 南三陸

東日本大震災の大津波で壊滅的被害を受けた宮城県南三陸町で21日、同町としては第2陣となる被災者の集団避難が始まった。町立志津川小の避難所は、152人のう

ち約60人が町外に出る。別れの日を前に、1ヶ月半、苦楽を分かち合った町の人たちが集合写真に納まった。

(社会面に関連記事)
同町は人口約1万8000人。死者・行方不明者は1121人に達する。町は県内外の7市

町に集団避難を計画。今月上旬に第11回として822人が移転していた。

第2陣は現在避難所にいる約6400人、うち471人。「帰郷」はいつになるか。いたちは互いの無事や健康を願いながら、難所での別れを惜しんだ。【堀智行、丸山